毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

選挙長 福島市選挙区福島県議会議員選挙

○福島県議会議員一般選挙において び同一の政党その他の政治団体に なるべき者が十人を超える場合及 及び場所を定めた件 属する候補者の届出に係る者が三 候補者の届出に係る選挙立会人と 人以上ある場合のくじを行う日時

選挙長 郡山市選挙区福島県議会議員選挙

福

○福島県議会議員一般選挙において 及び場所を定めた件 属する候補者の届出に係る者が三 び同一の政党その他の政治団体に なるべき者が十人を超える場合及 候補者の届出に係る選挙立会人と 人以上ある場合のくじを行う日時

举選挙長 いわき市選挙区福島県議会議員選

○福島県議会議員一般選挙において び同一の政党その他の政治団体に なるべき者が十人を超える場合及 候補者の届出に係る選挙立会人と

> 属する候補者の届出に係る者が三 人以上ある場合のくじを行う日時

議員選挙選挙長 喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会

議会議員選挙選挙長 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県

○相馬市相馬郡新地町選挙区福島県 議会議員選挙において投票を行わ

員選挙選挙長 本宮市安達郡選挙区福島県議会議

○本宮市安達郡選挙区福島県議会議 員選挙において投票を行わない件

○大沼郡選挙区福島県議会議員選挙

において投票を行わない件

及び場所を定めた件

○喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会 議員選挙において投票を行わない

ない件

平成二十三年十一月十日

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長

举選挙長 東白川郡選挙区福島県議会議員選

○東白川郡選挙区福島県議会議員選 挙において投票を行わない件

選挙区福島県議会議員選挙選挙長

福島市選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

四項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。 の他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合における公職選挙法 て、候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党そ (昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第 平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき福島市選挙区にお

平成二十三年十一月十日

福島市選挙区福島県議会議員選挙

選挙長

野

昭

義

場所 日時 平成二十三年十一月十七日午後六時 福島市五老内町三番一号

福島市選挙管理委員会

山市選挙区福島県議会議員

郡山市選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

四項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。 の他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合における公職選挙法 て、候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党そ 平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき郡山市選挙区にお (昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第

郡山市選挙区福島県議会議員選挙

下 文 衛

郡山市朝日一丁目二十三番七号 平成二十三年十一月十七日午後六時

郡山市選挙管理委員会

場所 日時

選挙長

わき市選挙区福島県議会議員

いわき市選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

いて、候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党 平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につきいわき市選挙区にお

場日 時

平成二十三年十一月十七日午後六時 いわき市平字堂根町四番地の八 いわき市選挙管理委員会

その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合における公職選挙 第四項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び

平成二十三年十一月十日

いわき市選挙区福島県議会議員選挙

選挙長

草 野

男

[多方市耶麻郡選挙区福島県議

喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

票は行わない。 区においては、公職選挙法 平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき喜多方市耶麻郡選挙 (昭和二十五年法律第百号)第百条第四項の規定により、 投

平成二十三年十一月十日

喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 鈴 木 敏

正

馬市相馬郡新地 町選挙区福島県議会議員選挙選挙長

相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

福

投票は行わない。 選挙区においては、 平成二十三年十 一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき相馬市相馬郡新地町 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百条第四項の規定により、

平成二十三年十 一月十日

相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員選挙

齌 藤 博

本宮市 郡選挙区福島県議会議

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

は行わない。 においては、 平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき本宮市安達郡選挙区 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百条第四項の規定により、

平成二十三年十一月十日

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 武 藤 彦 恵

大沼 区福島 示議会議 (選挙選挙長

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

ては、 平成二十三年十 公職選挙法 一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき大沼郡選挙区にお (昭和二十五年法律第百号)第百条第四項の規定により、 投票は行わ

平成二十三年十一月十日

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙 選挙長

畠

利

行

郡選挙区福島 県議会議員 (選挙選挙長

東白川郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

いては、 平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙につき東白川郡選挙区にお 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百条第四項の規定により、 投票は

平成二十三年十一月十日

東白川郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 樵 隆 男

【定価

1 箇月 3,390円】

福 株式会社 県刷 発行者 島 印刷所 印 第